

一戸町地球温暖化対策実行計画

【区域施策編】概要版

「持続可能な 地域資源の循環で未来を拓くまち いちのへ」
“カーボンマイナス”を目指して

《令和 5 年度～令和 12 年度》

令和 5 年 11 月

一戸町

1 計画策定の背景と目的

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されており、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。一戸町においても、近年大型化した台風や集中豪雨といった過去にない自然災害が発生しており、地球温暖化対策をより一層推進していく必要があります。

本町では令和元(2019)年12月に**令和32(2050)年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする旨を、北岩手9市町村（久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町）で共同宣言しました。**

また、令和2(2020)年2月には北岩手9市町村で「北岩手循環共生圏」を結成し、地域活力を最大限に発揮できるように連携を行っています。

脱炭素化とともに、地域経済の循環や地方創生を実現するため、**「一戸町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」**を策定します。

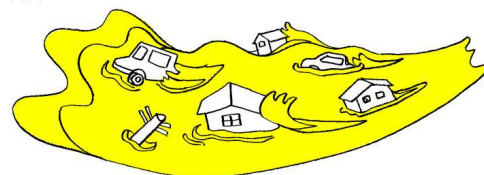
World 直近の50年間で世界的に気象・気候・水関連の災害と、それによる経済的損失が増加しています。



出典:WMO

Japan 日本は気候変動による被害や損失のリスクが世界でトップクラスと言われています。

出典:Global Climate Risk Index 2021/Germanwatch



近年の1日の降水量が200ミリ以上の大雨は、100年前と比べて約1.7倍の日数になっています。

図1 気候変動の影響（出典：気候変動アクションガイド）

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づいて策定する「**地方公共団体実行計画(区域施策編)**」であり、上位計画である「一戸町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完するものです。

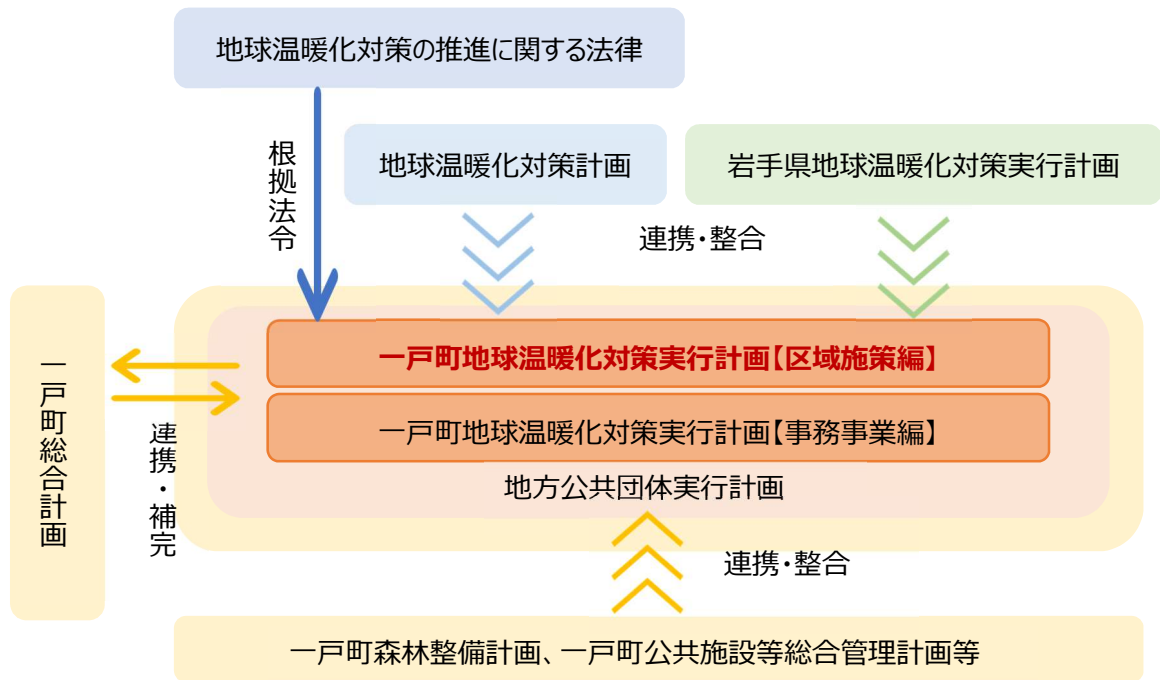


図 2 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の期間は令和 5 (2023)年度から令和 12(2030)年度までの 8 年間とします。

基準年度は平成 25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和 12(2030)年度、長期目標を令和 32(2050)年とします。

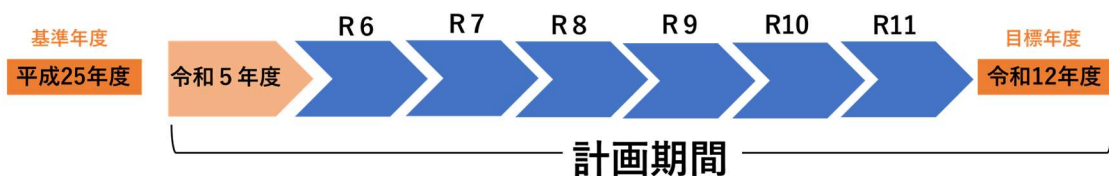


図 3 計画期間

4 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

本町の二酸化炭素排出量について、国や町が削減対策を行った場合（脱炭素シナリオ）の目標年（令和 12（2030）年、令和 32（2050）年）における削減見込み量を算出しました。

省エネ活動や再生可能エネルギーの導入を国の施策と連動して推進することで、令和 12（2030）年においては 56%、令和 32（2050）年においては、67%の削減が見込まれます。

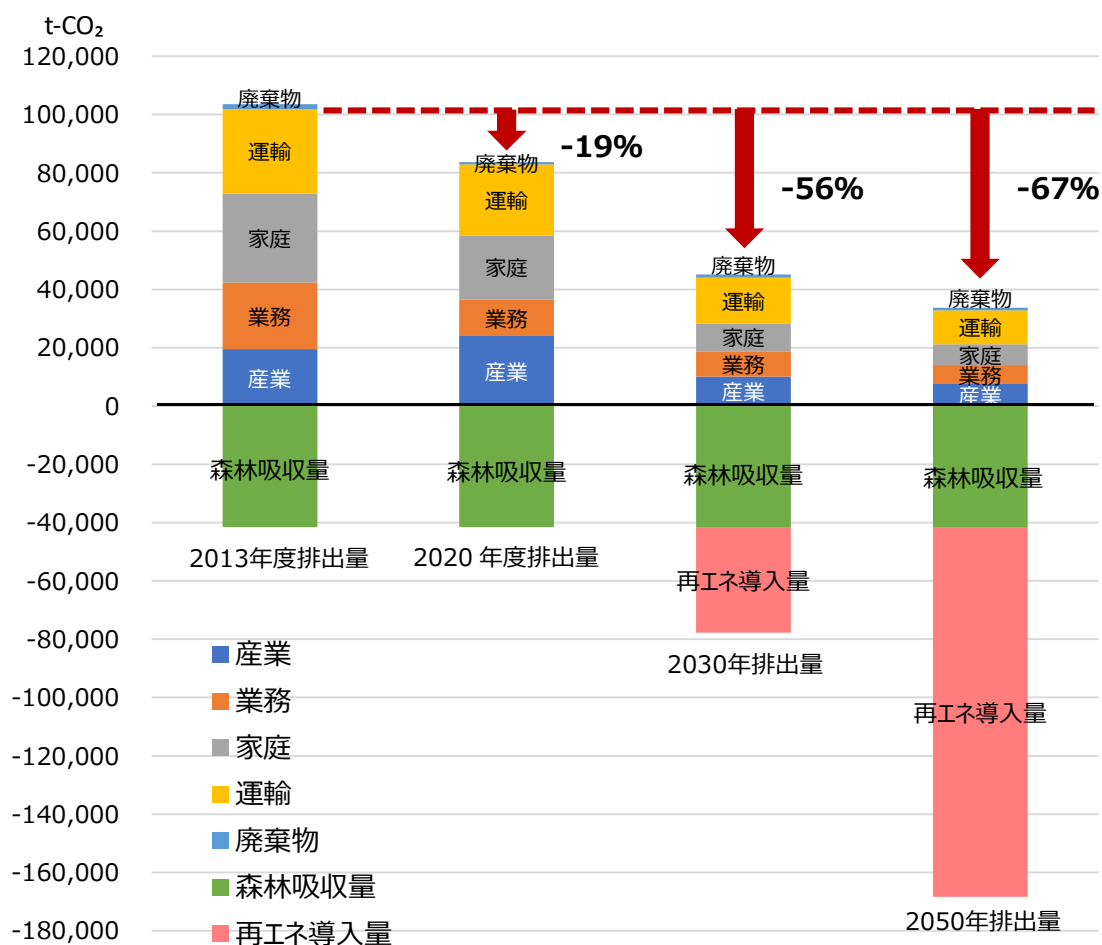


図4 脱炭素シナリオにおける二酸化炭素排出量の推計結果

5 一戸町が目指す将来像

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「持続可能な 地域資源の循環で未来を拓くまち いちのへ」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGs の達成にも寄与します。



6 計画の目標

本町における温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を以下のとおり定めます。

温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和 12（2030）年度の町内における二酸化炭素排出量について、平成 25（2013）年度比で 57%（森林吸収量を加味すると 95%）削減します。

温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和 32（2050）年までの
できるだけ早い段階で二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、
カーボンマイナスの実現を目指します。

再生可能エネルギー導入目標

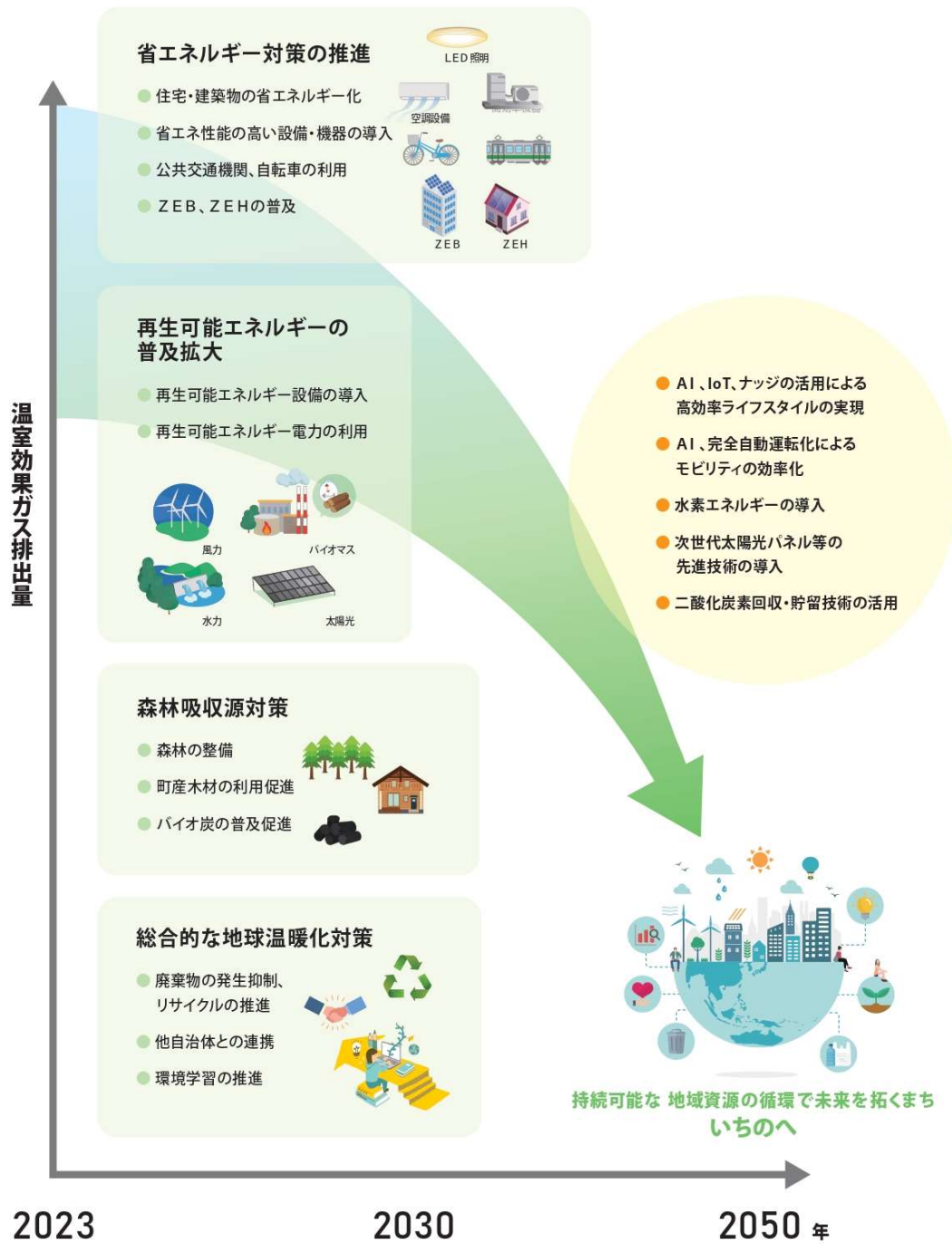
2030 年導入目標（電気）：	136,155	MWh/年
2030 年導入目標（熱）：	20,526	GJ/年
2050 年導入目標（電気）：	476,541	MWh/年
2050 年導入目標（熱）：	71,840	GJ/年

＼目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう／

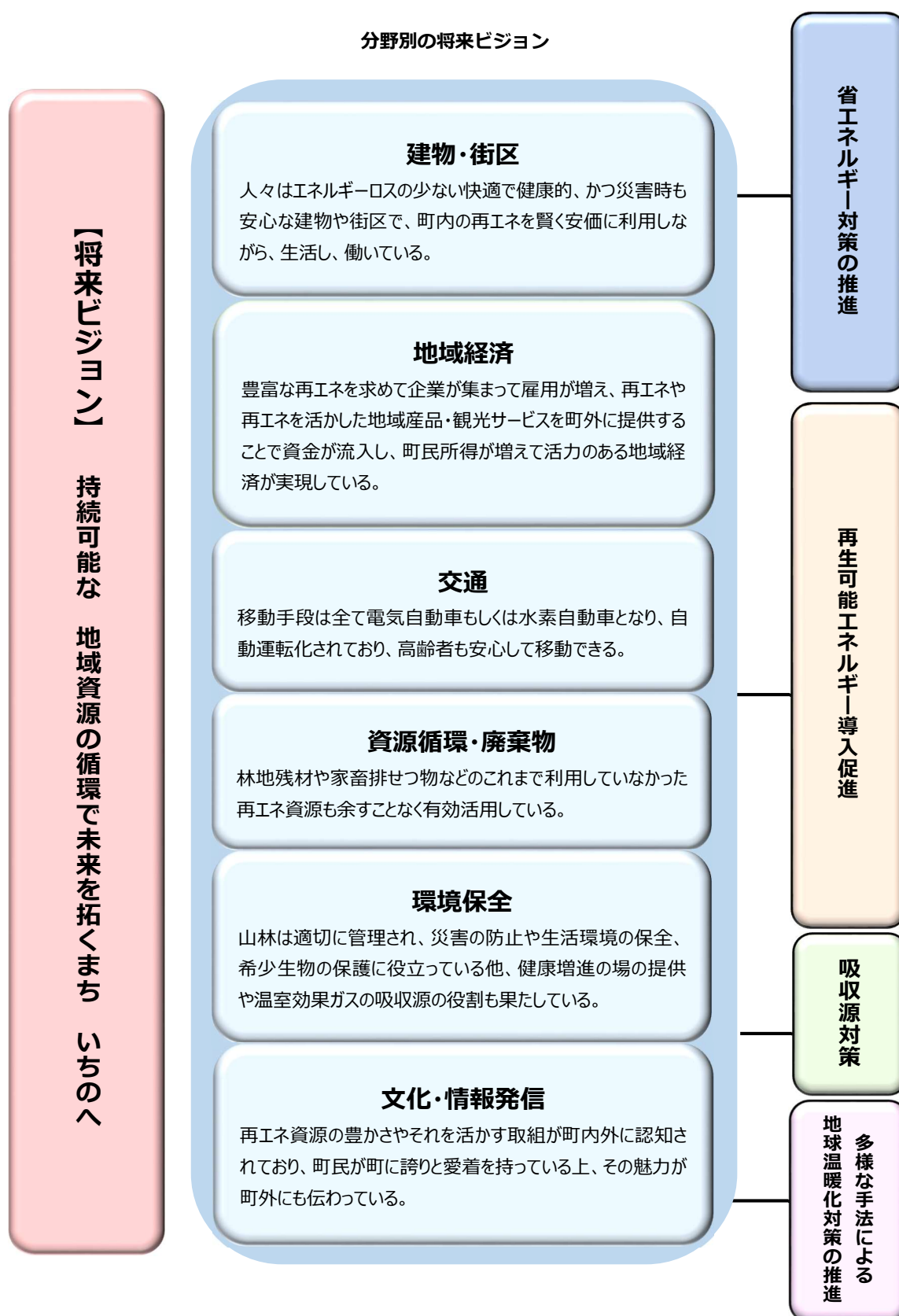


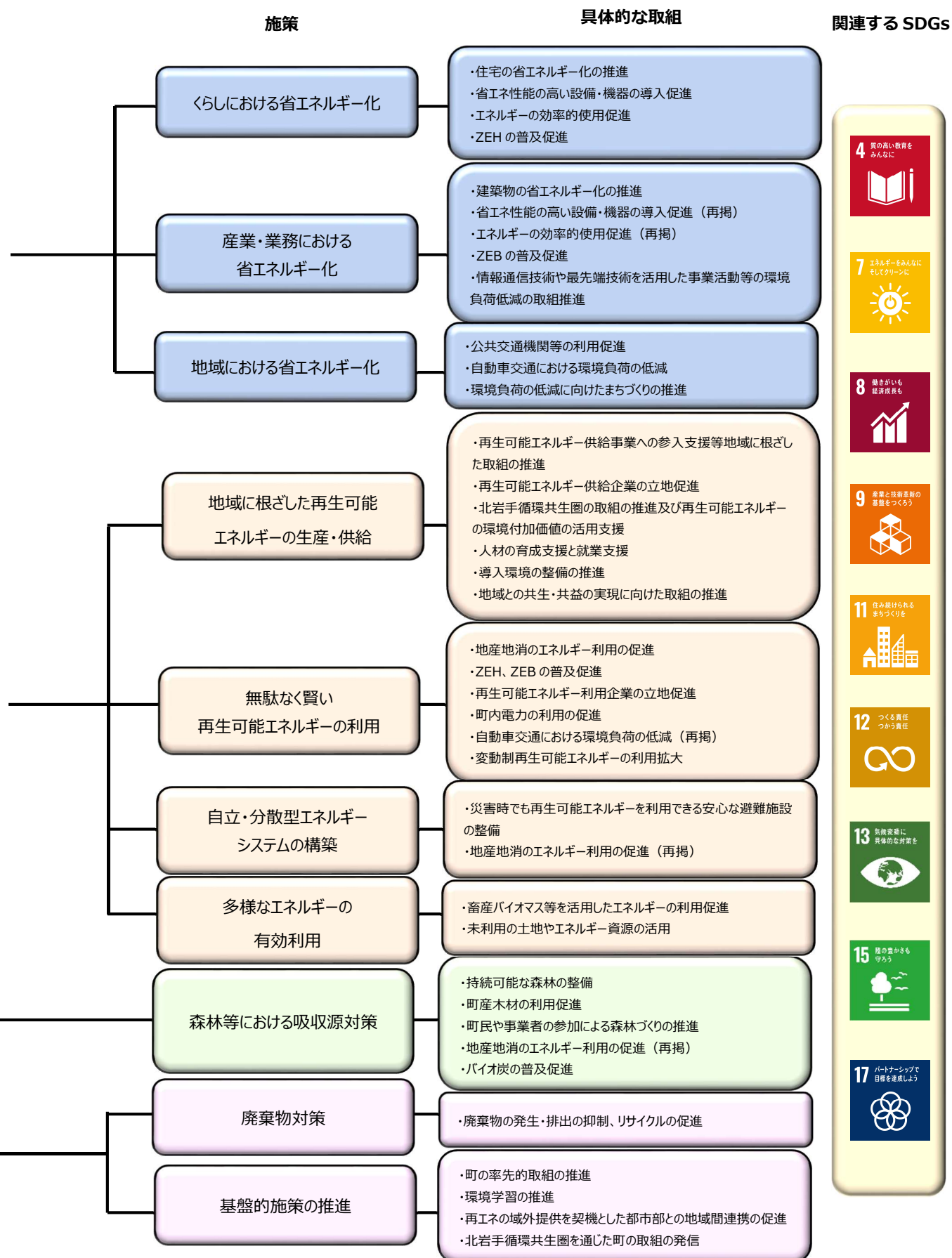
7 脱炭素に向けたロードマップ

2050年 脱炭素に向けたロードマップ



8 施策の体系図





9 施策の推進

貢献する SDGs

基本方針 1 省エネルギー対策の推進



施策 1 暮らしにおける省エネルギー化

住宅について、高気密、高断熱化等の省エネルギー化を進めるとともに、高効率換気空調設備や高効率照明機器、高効率給湯器等、省エネ性能の高い設備・機器の導入促進を図ります。

また、各家庭におけるエネルギー使用量の把握や適切な省エネ手法について、理解促進を図ります。これらの取組を進めた結果として到達する「ZEH」という基準について、普及啓発を行い、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

施策 2 産業・業務における省エネルギー化

建築物について、高気密、高断熱化等の省エネルギー化を進めるとともに、省エネ性能の高い設備・機器の導入促進を図るとともに、ICT やロボット技術等の導入によるスマート農林畜産業や建設 ICT 技術について、普及啓発を行い、事業活動の省力化、効率化を促進します。

また、各事業者におけるエネルギー使用量の把握や適切な省エネ手法について、理解促進を図ります。

施策 3 地域における省エネルギー化

町の実情に応じたコミュニティバスやデマンド型交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用など社会的価値にも着目し、EV、FCV への転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

さらに、適正な土地利用を図りながら、交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

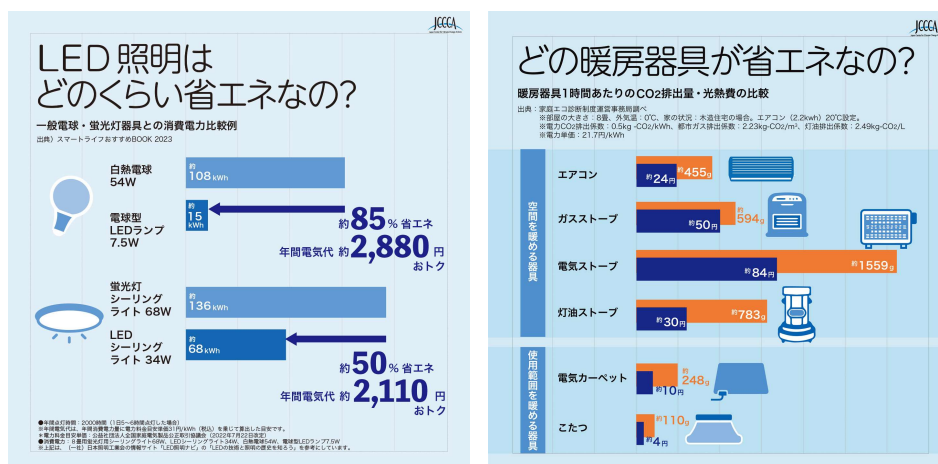


図 5 省エネ機器の効果（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター）

基本方針 2 再生可能エネルギー導入促進

貢献する SDGs



施策 1 地域に根ざした再生可能エネルギーの生産・供給

町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて本町の再エネポテンシャルの高さや優位性を町外企業へ PR し、誘致を促進します。さらに、これらの事業者には就業する技術を持った人材を育成することを支援し、企業とのマッチングや、幅広い人々が副業的に再エネ事業に関わることを促進します。

また、再生可能エネルギー導入の妨げとなる法制度の改正や、導入を後押しする法制度や補助制度の整備、送電網の強化等について、国等に対して継続的に要望することで、町内での再生可能エネルギーの生産及び都市部等への再生可能エネルギー供給に向けた事業を支援します。

施策 2 無駄なく賢い再生可能エネルギーの利用

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電、ペレットボイラー等）の導入を促進するため、情報提供、普及啓発を行い、導入費用補助等について検討します。

本町で生産された再生可能エネルギーについては、町内で利用することを前提とした上で、余ったエネルギーについて、利用を希望する町外企業に対して情報提供等を行い誘致を促進します。

また、自動車交通における環境負荷低減のため、ブルー水素生産や水素スタンド整備を促進します。

さらに、変動性再生可能エネルギーの利用拡大が実現するよう、蓄電池（EV を含む）や蓄熱槽の導入や利用時間帯のシフトに関する情報提供、普及啓発を行い、導入支援を行います。

施策 3 自立・分散型エネルギーシステムの構築

国等の制度を活用して、避難所に太陽光発電設備や蓄電池を整備して災害時の電力利用を可能にするほか、木質バイオマスボイラーを整備し、木質燃料を備蓄しておくことによって災害時の熱利用も可能にします。住宅や事業所においても再生可能エネルギーを自家消費するための設備の導入を促進します。

施策 4 多様なエネルギーの有効利用

畜産バイオマス、雪氷熱、廃熱、地中熱等の未利用の再生可能エネルギー資源や、遊休地や荒廃農地等の未利用のエネルギー生産場所について、利用方法に関する先進事例の共有等を行うことにより、有効活用を支援します。

基本方針 3 吸収源対策

貢献する SDGs



施策 1 森林等における吸収源対策

森林所有者に対する情報提供及び普及啓発を通じ、間伐、再造林等の森林整備を促進するとともに、森林の適切な経営管理によりJクレジットの創出を進めます。小規模森林のとりまとめや林道の整備について、国等の制度も活用しながら推進します。これらの取組により、森林資源を地域内で持続的に循環させる地域内エコシステムの構築を進めます。

新築の住宅、建築物（農業施設等を含む）への町産木材の利用を促進するほか、木工品などの工芸品の普及に努めます。

また、森林の持つ公益的機能や、林業に対する理解の醸成を図るとともに、地域住民や企業などの地域力、民間活力を活かした森林整備を促進します。

さらに、土壌への炭素貯留効果が認められているバイオ炭について、農産物の付加価値向上、クレジット化による販売収益獲得、農地の土壌改良効果などのメリットを普及啓発し、農地における二酸化炭素貯留を促進します。

基本方針 4 多様な手法による地球温暖化対策の推進

貢献する SDGs



施策 1 廃棄物対策

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

施策 2 基盤的施策の推進

カーボンニュートラルの早期実現を目指して、公共施設の脱炭素化等、各部署が協力連携し、率先して取組を推進します。

また、学校や地域、家庭、職場など様々な場所で、多様な学習機会の提供を行うとともに、来訪者などに環境学習のコンテンツを盛り込んだ御所野遺跡等、町内を巡るエコツーリズムを展開し、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。

さらに、北岩手循環共生圏を通じた他地域との連携により、多様な情報発信に努めるほか、都市部等への再生可能エネルギー供給を契機にして、本町と都市部の間でヒト、モノ、カネの循環を創出し、町内への経済効果を誘導します。

10 一戸町における地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）について

地域脱炭素化促進事業は、再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます。

再生可能エネルギーを最大限に導入するため、長期的な視点においては、町全体を対象として綿密に係関係機関との調整を行い、導入に問題のない適地を促進区域として設定することが理想的ですが、まずは、スタートアップとして短期的な視点から、本町が所有している施設を中心としたエリアを促進区域として設定し、拡大を図ります。

本町における促進区域の類型	促進区域の設定エリア
公有地、公共施設活用型	町有地、町施設

11 住民の取組

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水を心掛ける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断（岩手県では「うちエコ診断」）を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直しなどを行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、EV や FCV 等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車を選択する。

基本方針 2 再生可能エネルギー導入促進

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、EV や FCV 等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車を選択する。

基本方針 3 吸収源対策

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 新築住宅について、町産木材を利用する。

基本方針 4 多様な手法による地球温暖化対策の推進

- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。

12 事業者の取組

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のもを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、EV や FCV 等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車を選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。

基本方針 2 再生可能エネルギー導入促進

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、EV や FCV 等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車を選択する。

基本方針 3 吸収源対策

- 素材生産者を中心に、町産木材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、町産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、町産木材の利用を検討する。
- バイオ炭の農地施用について検討する。

基本方針 4 多様な手法による地球温暖化対策の推進

- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材などを利用した社員への環境教育を行う。

13 計画の推進体制・進捗管理

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、町民、事業者、学識経験者で組織する一戸町地球温暖化対策実行計画協議会を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、町長、副町長、町管理職等で組織する一戸町地球温暖化対策本部において新たな施策や事業の拡充を検討します。

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検、評価（Check）、見直し（Action）の PDCA サイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

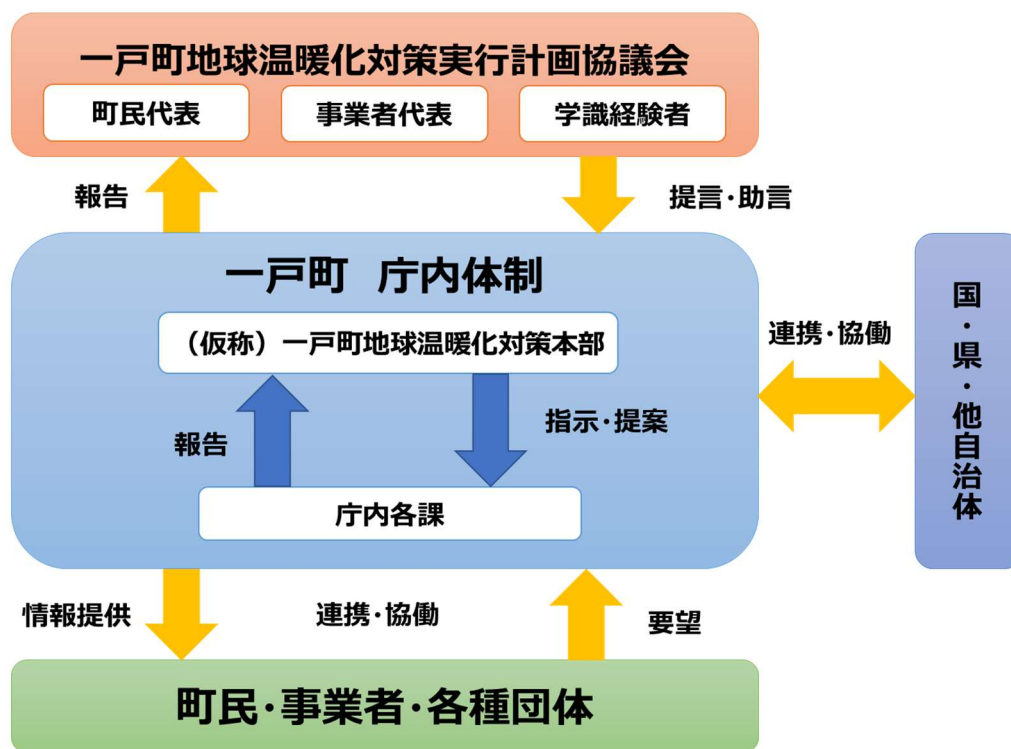


図6 計画の推進体制